

亀山市告示第 99 号

行政不服審査法の施行に伴う関係要綱の整備に関する告示を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻井 義之

行政不服審査法の施行に伴う関係要綱の整備に関する告示

(亀山市成年後見制度利用助成事業実施要綱の一部改正)

第 1 条 亀山市成年後見制度利用助成事業実施要綱 (平成 17 年亀山市告示第 28 号) の一部を次のように改正する。

様式第 3 号備考の 1 中「 60 日以内」を「 3 月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考の 2 中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(亀山市公共下水道処理区域外からの接続に関する要綱の一部改正)

第 2 条 亀山市公共下水道処理区域外からの接続に関する要綱 (平成 17 年亀山市告示第 65 号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号備考の 1 中「 60 日以内」を「 3 月以内」に、「異議申し立て」を「審査請求」に改め、同様式備考の 2 中「決定の取り消し」を「決定の取消し」に、「異議申し立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分の取り消し」を「処分の取消し」に改める。

様式第 5 号備考の 1 中「 60 日以内」を「 3 月以内」に、「異議申し立て」を「審査請求」に改め、同様式備考の 2 中「決定の取り消し」を「決定の取消し」に、「異議申し立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「処分の取り消し」を「処分の取消し」に改める。

様式第 7 号備考の 1 中「 60 日以内」を「 3 月以内」に、「異

議申し立て」を「審査請求」に改め、同様式備考の２中「決定の取り消し」を「決定の取消し」に、「異議申し立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

様式第８号備考の１中「６０日以内」を「３月以内」に、「異議申し立て」を「審査請求」に改め、同様式備考の２中「決定の取り消し」を「決定の取消し」に、「異議申し立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(亀山市子育て支援短期入所生活援助事業実施要綱の一部改正)

第３条 亀山市子育て支援短期入所生活援助事業実施要綱(平成１７年亀山市告示第１７９号)の一部を次のように改正する。

様式第３号中「６０日以内」を「３月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(亀山市高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第４条 亀山市高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成１７年亀山市告示第１８８号)の一部を次のように改正する。

様式第３号備考の１中「６０日以内」を「３月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式備考の２中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

(亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱の一部改正)

第５条 亀山市障害者地域活動支援事業実施要綱(平成１８年亀山市告示第１１８号の３)の一部を次のように改正する。

様式第２号及び様式第３号を次のように改める。

亀 第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長



障害者地域活動支援事業利用(変更)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった亀山市障害者地域活動支援事業の利用については、下記のとおり決定しますので通知します。

記

| | | | |
|---------|--|--------------------|--|
| 受給者証番号 | | 支給決定障害者 (保護者)氏名 | |
| 支給決定日 | | 支給決定に係る 障害児氏名 | |
| 有効期間 | | | |
| 単価区分 | | | |
| 利用者負担割合 | | 利用者負担上限 月額 | |
| 移動支援 | | | |
| 日中一時支援 | | | |
| デイサービス | | | |
| 特記事項 | | | |

備考

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に三重県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には三重県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号(第6条関係)

亀 第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長

印

障害者地域活動支援事業利用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった亀山市障害者地域活動支援事業の利用については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 申請事項

2 却下の理由

備考

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に三重県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には三重県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(亀山市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第 6 条 亀山市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱 (平成 1 8 年 亀山市告示第 1 1 8 号の 4) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

日常生活用具給付決定通知書

様

亀山市福祉事務所長



表記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

| | | | | | | | |
|--|--------|--------|----|-------|----|---|--|
| 対象者 | 住 所 | | | | | | |
| | ふりがな氏名 | | | | | | |
| | 生年月日 | | 性別 | | 電話 | | |
| 給付番号 | | 給付決定日 | | 年 | 月 | 日 | |
| 決定内容 | | | | | | | |
| 用具業者 | 名 称 | | | | | | |
| | 所 在 地 | | | | | | |
| | 電 話 | | | | | | |
| 基準額 | 見積額 | 利用者負担額 | | 公費負担額 | | | |
| | | | | | | | |
| 月額負担上限額 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |
| <p>この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）</p> <p>また、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）</p> | | | | | | | |

様式第3号(第4条関係)

日常生活用具給付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長

印

年 月 日に申請された日常生活用具の給付申請については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 申請事項

2 却下の理由

備考

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

また、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(亀山市国民健康保険税条例第 28 条第 1 項第 1 号該当者に係る
減免取扱要綱の一部改正)

第 7 条 亀山市国民健康保険税条例第 28 条第 1 項第 1 号該当者に
係る減免取扱要綱(平成 21 年亀山市告示第 118 号)の一部を
次のように改正する。

様式第 3 号中「60 日以内」を「3 月以内」に、「異議申立
て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め
る。

(亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部改正)

第 8 条 亀山市未熟児養育医療給付実施要綱(平成 25 年亀山市告
示第 59 号)の一部を次のように改正する。

様式第 6 号中「60 日以内」を「3 月以内」に、「異議申立
て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め
る。

様式第 7 号中「60 日以内」を「3 月以内」に、「異議申立
て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め
る。

様式第 10 号中「60 日以内」を「3 月以内」に、「異議申立
て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め
る。

様式第 15 号中「60 日以内」を「3 月以内」に、「異議申立
て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め
る。

(亀山市児童手当事務取扱要綱の一部改正)

第 9 条 亀山市児童手当事務取扱要綱(平成 26 年亀山市告示第 14
号)の一部を次のように改正する。

様式第 2 号から様式第 9 号までを次のように改める。

様

亀山市長 印

児童手当 認定 通知書
特例給付 認定請求却下

年 月 日付で請求のありました 児童手当 については、
特例給付

とおり認定 しましたので通知します。
次の 理由で請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

| 認 定 に 関 す る 事 項 | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|--------|------|--------------|---|-------|---|---|---|
| 1.支給対象児童数 | <table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> </table> | (3歳未満) | 人 | (3歳以上小学校修了前) | 人 | (中学生) | 人 | 計 | 人 |
| (3歳未満) | 人 | | | | | | | | |
| (3歳以上小学校修了前) | 人 | | | | | | | | |
| (中学生) | 人 | | | | | | | | |
| 計 | 人 | | | | | | | | |
| 2.区分 | <table border="1"> <tr> <td>児童手当</td> </tr> <tr> <td>特例給付</td> </tr> </table> | 児童手当 | 特例給付 | | | | | | |
| 児童手当 | | | | | | | | | |
| 特例給付 | | | | | | | | | |
| 3.手当月額 | <table border="1"> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上小学校修了前)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(中学生)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> </tr> </table> | (3歳未満) | 円 | (3歳以上小学校修了前) | 円 | (中学生) | 円 | 計 | 円 |
| (3歳未満) | 円 | | | | | | | | |
| (3歳以上小学校修了前) | 円 | | | | | | | | |
| (中学生) | 円 | | | | | | | | |
| 計 | 円 | | | | | | | | |
| 4.支給開始年月 | 年 月から | | | | | | | | |
| 5.支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 | () | | | | | | | | |
| 認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項 | | | | | | | | | |
| 却下した理由 | () | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | |

様

亀山市長

印

児童手当 認定 通知書（施設等受給資格者用）
認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、

次のおり認定 理由で請求を却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定に関する事項

1.支給対象児童数

| | |
|--------|---|
| (3歳未満) | 人 |
| (3歳以上) | 人 |
| 計 | 人 |

2.手当月額

| | |
|--------|---|
| (3歳未満) | 円 |
| (3歳以上) | 円 |
| 計 | 円 |

3.支給開始年月

年 月から

4.支給対象児童の氏名及び生年月日（※）

5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由（※）

（※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください。

認定請求却下に関する事項

却下した理由

()

備考

様

亀山市長

印

児童手当 額 改 定 通知書
 特例給付 額改定請求却下

児童手当 請求、届出 改定
 の額の改定については により、次のとおり
 特例給付 職 権 却下

しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

| 額 改 定 に 関 す る 事 項 | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1.改定後の支給対象児童数 | (3 歳 未 満) 人 |
| | (3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前) 人 |
| | (中 学 生) 人 |
| | 計 人 |
| 2.区 分 | 児童手当 |
| | 特例給付 |
| 3.改定後の手当月額 | (3 歳 未 満) 円 |
| | (3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前) 円 |
| | (中 学 生) 円 |
| | 計 円 |
| 4.改定年月 | 年 月 から |
| 5.改定（増・減額）の理由（ ） | |
| 額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項 | |
| 却下した理由（ ） | |
| 備考 | |

様

亀山市長 印

額 改 定
 児童手当 通知書（施設等受給者用）
 額改定請求却下

児童手当の額の改定については 請求、届出 改定
 職 権 により、次のとおり 却下

しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

| 額 改 定 に 関 す る 事 項 | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--------|---|--------|---|---|---|
| 1.改定後の支給対象児童数 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（3歳未満）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table> | （3歳未満） | 人 | （3歳以上） | 人 | 計 | 人 |
| （3歳未満） | 人 | | | | | | |
| （3歳以上） | 人 | | | | | | |
| 計 | 人 | | | | | | |
| 2.改定後の手当月額 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（3歳未満）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> | （3歳未満） | 円 | （3歳以上） | 円 | 計 | 円 |
| （3歳未満） | 円 | | | | | | |
| （3歳以上） | 円 | | | | | | |
| 計 | 円 | | | | | | |
| 3.改定年月 | 年 月から | | | | | | |
| 4.増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※） | | | | | | | |
| 5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由（※） | | | | | | | |
| （※）4、5については、この通知書の別紙をご確認ください | | | | | | | |
| 額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項 | | | | | | | |
| 却下した理由 |) | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

亀 第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

児童手当

支給事由消滅通知書

特例給付

児童手当

次のとおり の支給事由が消滅しましたので通知します。

特例給付

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1.消滅した日 年 月 日

2.消滅の理由

様

亀山市長 印

児童手当 支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1.消滅した日 年 月 日

2.消滅の理由

様

亀山市長 印

未支払 児童手当 支給決定 通知書
 特例給付 請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払 児童手当 の支給
 特例給付

支給することに決定 いたしましたので通知します。
 については、次のとおり 請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

| | | |
|-------|-------|------------------|
| 支払の内容 | 支払期間 | 年 月分から 年 月分まで |
| | 支払金額 | 円 |
| | 支払年月日 | 年 月 日 |
| | 支払方法 | |
| 却下の理由 | | |

亀 第 年 月 日 号

様

亀山市長 印

支 給 決 定
未支払 児童手当 通知書（施設等受給者用）
請 求 却 下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、
 支給することに決定
 次のおり 請求を却下 しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

| 児童の氏名 | 住 所 | 支払の内容 | | 却下の理由 |
|-------|-----|-------|------------------|-------|
| | | 支払期間 | 年 月分から 年 月分まで | |
| | | 支払金額 | 円 | |
| | | 支払年月日 | 年 月 日 | |
| | | 支払方法 | | |
| | | 支払期間 | 年 月分から 年 月分まで | |
| | | 支払金額 | 円 | |
| | | 支払年月日 | 年 月 日 | |
| | | 支払方法 | | |
| | | 支払期間 | 年 月分から 年 月分まで | |
| | | 支払金額 | 円 | |
| | | 支払年月日 | 年 月 日 | |
| | | 支払方法 | | |
| | | 支払期間 | 年 月分から 年 月分まで | |
| | | 支払金額 | 円 | |
| | | 支払年月日 | 年 月 日 | |
| | | 支払方法 | | |

合計 _____ 円

様式第10号及び様式第11号中「第22条の2第1項」を
「第20条第1項」に改める。

「
様式第12号及び第13号中 第22条の3 第1項 の規定
第2項
」
を「第21条第1項又は第2項の規定」に改める。
様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

亀 第 年 月 日

様

亀山市長 印

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

| 児童の氏名 |
|-------|
| |

2. 徴収内容

| 児童手当等支払期日 | 特別徴収する保育料の額 | 摘要 |
|-----------|-------------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において市町村を代表する者は亀山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

亀山市長 印

児童手当
支払差止通知書
特例給付

児童手当
次のとおり の支払を差し止めましたので通知します。
特例給付

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

| | | |
|---------------------------------|--------|------------------|
| 支 払 差 止 の 内 容 | 支払差止事由 | |
| | 支払差止額 | 円 |
| | 支払差止期間 | 年 月分から 年 月分まで |

(亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正)

第 1 0 条 亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱 (平成 2 7 年
亀山市告示第 1 3 5 号) の一部を次のように改正する。

様式第 9 号及び様式第 1 0 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金不支給通知書

年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月(年 月家賃相当分)から
年 月(年 月家賃相当分)まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の から までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - 週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式第11号)」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、(自立相談支援機関)に申し出てください。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。
 - ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 15 号を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金変更支給決定通知書

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更支給額 月額 円
- 2 変更後の家賃に対する支給期間
年 月(年 月家賃相当分) から
年 月(年 月家賃相当分) まで
- 3 変更理由
- 4 対象となる住宅 名称
所在地

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 17 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給停止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金を受給する予定であるため

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届を(自立相談支援機関)に提出して下さい。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」を(自立相談支援機関)に提出して下さい。
- 3 訓練修了日までに「住居確保給付金支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 2 0 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、
下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 2 2 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

住居確保給付金支給決定通知書 (期間 (再) 延長)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月 (平成 年 月家賃相当分) から
年 月 (平成 年 月家賃相当分) まで
- 3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- 4 支給対象となる住居 名称
所在地

(裏面)

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の から までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式第11号)」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、(自立相談支援機関)に申し出てください。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内に亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。